

令和4年度介護職員等特定処遇改善加算における情報公開について  
(京都亀岡たなばたの郷、京都綾部ききょうの郷、京都綾部こすもすの郷)

京都眞生福祉会は介護職員等特定処遇改善加算の加算算定をおこなっています。この加算を算定するためには以下の要件を満たすことが求められています。

①現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを算定していること

京都亀岡たなばたの郷、京都綾部ききょうの郷、京都綾部こすもすの郷は、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を算定しています。

②職場環境等要件について(「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性の向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1つ以上の取組をそれぞれ行うこと)

○「入職促進に向けた取組」についての取組

他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

○「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」についての取組

働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得する者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

○「両立支援・多様な働き方の推進」についての取組

職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

○「腰痛を含む心身の健康管理」についての取組

事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

○「生産性向上のための業務改善の取組」についての取組

高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化

○やりがい・働きがいの醸成

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

③見える化要件について

京都眞生福祉会のホームページにて取組を公表しています。